

平成29年第5回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成29年4月8日（土）午前10時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 腰丸 豊 書記 三浦 保、門間 淳子
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - （1）報告第 8 号 専決処分した事項の報告について（知事選候補者の氏名等掲示順序の決定）
 - （2）報告第 9 号 専決処分した事項の報告について（県議補選候補者の氏名等掲示順序の決定）
 - （3）報告第10号 専決処分した事項の報告について（開票立会人の選任）
 - （4）報告第11号 専決処分した事項の報告について（期日前投票立会人の変更）
 - （5）議案第35号 選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）
 - （6）議案第36号 選挙会の場所の変更について（琴丘土改）

午前9時55分

腰丸書記長 おはようございます。
只今から平成29年第5回三種町選挙管理委員会を始めさせていただきます。
はじめに、委員長の方から挨拶をお願い致します。

近藤委員長 どうも、おはようございます。
いよいよ明日投票日ということでございます。
今回の選挙は県内で、すでに数件のミスが発生しておるようですので、正確な事務処理をお願いしたいところです。
今日の案件は、報告事項4件、議案2件ございますけども、どうぞよろしくご審議の程お願い致します、挨拶とさせていただきます。
それでは、さっそく会議を始めさせていただきます。
本日の会議録の署名委員ということで、田村委員と加賀谷委員をお願い致します。

それでは、案件の報告第8号「専決処分した事項の報告について」。事務局より説明をお願いします。

門間書記

はい。報告第8号「専決処分した事項の報告について（知事選候補者の氏名等掲示順序の決定）」。

平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙における投票記載所に掲示する候補者の氏名等掲示順序を公職選挙法第175条第3項の規定により、次のとおりくじをもって決定した。

掲示順序

1番 無 所 属 寺田 すけしろ

2番 日本共産党 山内 梅良

3番 無 所 属 佐竹 のりひさ

説明します。

秋田県知事選挙の氏名掲示の順序は、市町村の選挙管理委員会が開票区ごとにくじで定めることとなっておりますことから、知事選告示日3月23日午後5時30分からくじを実施し、ご覧のとおり決定しております。

くじの実践方法につきましては2頁に記載しておりますが、候補者の数だけの番号を付した玉を入れ、届出番号順に抽選を行い、それぞれの候補者の分として取り出した抽選番号をもって掲示順序としています。

この順序に従って、期日前投票及び投票日当日の氏名掲示を作成しております。

近藤委員長

只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

川田委員

抽選前の抽せんはないのですか。

門間書記

はい。届け出順でくじを行います。

川田委員

わかりました。

近藤委員長

ほかにありませんか。

（「特にありません。」の声有り。）

近藤委員長

特に無いとのことですが、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

近藤委員長

それでは、報告第8号は、原案どおり承認と致します。

近藤委員長

続いて、報告第9号「専決処分した事項の報告について」。事務局より説明をお願いします。

門間書記 はい。報告第9号「専決処分した事項の報告について（県議補選候補者の氏名等掲示順序の決定）」

平成29年4月9日執行の秋田県議会議員補欠選挙における投票記載所に掲示する候補者の氏名等掲示順序を公職選挙法第175条第3項の規定により、次のとおりくじをもって決定した。

掲示順序

1番 自由民主党 のと 孝子

2番 無所属 吉方せいげん

内容について説明します。

県議会議員補欠選挙においても、知事選同様、それぞれの市町村選挙管理委員会で氏名掲示の順序を定めることとなっていることから、3月31日午後5時30分からくじを実施し、ご覧のとおりとなっております。

説明は以上です。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

（「特にありません。」の声有り。）

近藤委員長 特に無いとのことですが、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

近藤委員長 それでは、報告第9号は、原案どおり承認と致します。

近藤委員長 次に、報告第10号「専決処分した事項の報告について」ということで説明の方お願い致します。

門間書記 報告第10号「専決処分した事項の報告について（開票立会人の選任）」について。

平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙における三種町開票区の開票立会人を公職選挙法第62条第2項の規定に基づき次のとおり選任した。

1 秋田県知事選挙

日本共産党 山内梅良 立会人 佐々木 兵嗣

選管選任 桧森 和彦

選管選任 佐藤 満

2 秋田県議会議員補欠選挙

無所属 吉方せいげん 立会人 清水 欣也

自由民主党 のと 孝子 牧野 勝精

選管選任

川田 耕司

内容について説明します。

開票立会人については、公職選挙法の規定により選挙期日前3日、4月6日午後5時まで受付を行っております。

その結果、届出のあった方が、知事選1名、県議補選2名でした。

開票立会人の人数については、知事選、県議補選とも3人以上10人以内と定められておりますが、どちらの選挙も届出が3名に達しなかったことから、規定に基づき選挙管理委員会で、知事選2名、県議補選1名を補充選任しております。

説明は以上です。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願い致します。

腰丸書記長 ちなみに、知事選における選管選任の方2名については、現在八竜農村環境改善センター期日前投票所の投票管理者の方と立会人をお願いしている方です。

川田委員 私は今回立会人の仕事をすればよいのですね。

門間書記 はい。開票の際、得票の小票の確認や押印、開票録への署名があります。

川田委員 はい。わかりました。

近藤委員長 他にありませんか。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いということですが、報告第10号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、報告第10号を原案どおり承認と致します。

近藤委員長 次に、報告第11号「専決処分した事項の報告について」。説明の方お願い致します。

門間書記 報告第11号「専決処分した事項の報告について（期日前投票立会人の変更）」。

平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙における期日前投票立会人を次のとおり変更した。

琴丘地域拠点センターの期日前投票立会人については、変更前の方がインフルエンザにかかってしまいまして、やむを得ず後任の方に変更となりましたのでご報告いたします。

近藤委員長 只今の報告について、何かございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いようですので、報告第 11 号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、報告第 11 号を原案どおり承認と致します。

近藤委員長 次に、議案第 35 号「選挙人名簿から抹消することについて」。説明をお願いします。

門間書記 議案第 35 号「選挙人名簿から抹消することについて(選挙時)」。

公職選挙法第 28 条の規定により、別紙の者を選挙人名簿から抹消する。

内容について、説明致します。

本日の登録抹消につきましては、3 月 30 日の選挙時登録以降昨日までの死亡と転出 4 カ月経過の抹消となります。

まず、「1」の死亡抹消者につきましては、3 月 30 日から昨日 4 月 7 日までに死亡の届出があった者で、人数は男 8 人、女 5 人、計 13 人となっております。

次に、「2」の転出抹消者については、3 月 30 日選挙時登録後の転出 4 カ月経過となった方で、平成 28 年 11 月 30 日から 12 月 8 日までの方が対象で、男 1 人、女 1 人、計 2 人となっております。

よって、本日の抹消者総数は、男 9 人、女 6 人、合計で 15 人となります。

別紙の名簿をご覧ください。

まず、1 頁が死亡抹消でございますが、対象は、「死亡年月日」の欄が 3 月 30 日から 4 月 7 日までとなりますが、7 番については、死亡日が 3 月 29 日ですが、届出が 3 月 30 日であったため、今回の計上となります。

次に 2 頁の転出抹消の方をご覧ください。

転出抹消は、「住民でなくなった年月日」の欄平成 28 年 11 月 30 日から 12 月 8 日までの間の方が、本日、転出 4 カ月抹消となっております。人数は、ご覧の 2 人です。

説明は、以上です。

近藤委員長 はい。それでは、名簿の方もご確認いただき、ご意見等ございましたら、お願い致します。

近藤委員長 皆さん、何かございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、議案第35号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 異議無いようですので、議案第35号は、原案どおり決定と致します。

近藤委員長 続いて議案第36号「選挙会の場所の変更について」。事務局より説明をお願いします。

門間書記 はい。議案第36号「選挙会の場所の変更について(琴丘土改)」平成29年4月26日執行の琴丘土地改良区総代選挙における投票を行う場合の選挙会の場所を次のとおり変更する。

変更前 琴丘土地改良区事務所

変更後 三種町琴丘地域拠点センター 研修室

内容について説明します。

先回の委員会で、投票を行う場合の会場を琴丘土地改良区事務所で決定いただきましたが、これまでの選挙においても琴丘地域の場合は、投票を行う場合も行わない場合も支所の会議室で行っていたことから、今回も琴丘地域拠点センター研修室に会場を変更するものです。

近藤委員長 只今、琴丘土地改良区総代選挙における会場の変更についての説明がありましたが、何かご質問等ありませんか。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いようですので、議案第36号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 異議無いようですので、議案第36号は、原案どおり決定と致します。

以上で議案審議の方は終わりました。

「その他」今後の日程等につきまして、事務局の方からお願いします。

門間書記 (選挙当日の有権者数、選挙当日の従事内容、今後の日程について説明)

近藤委員長 委員の皆さんから何かございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、これで今日の委員会は閉会と致します。
お疲れさまでした。

午前 1 0 時 4 0 分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委 員 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____